



平成24年(行ウ)第33号 補助金交付決定取消(住民訴訟)請求事件

原告 長瀬猛

被告 神戸市外1名

平成24年(行ウ)第86号 補助金交付差止等(住民訴訟)請求事件

原告 岡田和典外1名

被告 神戸市長

準備書面 4

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

平成25年6月19日

被告神戸市, 神戸市長

訴訟代理人弁護士 竹 本 昌 弘

同 弁護士 頼 富 隆 光



1 昭和51年5月21日最高裁大法廷判決の趣旨について

昭和51年5月21日最高裁大法廷判決(刑集30巻5号615頁)は、教育基本法10条1項にいう「不当な支配」が、党派的な政治的観念や利害によって支配されるべきでない教育に政治的影響が深く入り込むような国家的介入がなされるような場合に限られるのか、教育行政機関の行為も含まれているかについて、憲法26条、13条の解釈から論じた上で(いうまでもないが、日本国憲法においてその権力の制限等が論じられる「国家」とは日本国のことであり、外国のことではない。),「その主体のいかんは問うところではない」と教育行政機関の行為も含まれることを述べているものである。

原告らは、平成25年6月5日付準備書面(4)2頁において、同判決の「その主体のいかんは問うところではない」という部分を取り出して、その

「主体」に国や地方公共団体以外の者も含まれると主張するが、最高裁判決の趣旨を見誤っているというしかない。

2 差止請求等について

原告らは、平成24年度以降の学校法人兵庫朝鮮学園に対する助成金の交付を差し止めるように請求している。

しかしながら、平成24年度については後記のとおり、すでに助成金を交付しており、差止にかかる訴えの利益を欠いている。

また、差止請求は、当該行為がなされることが相当の確実さを以て予想される場合でなければならない（名古屋地裁昭和60年9月20日判例タイムズ596号ほか）。平成25年度の助成金については予算化されており、蓋然性は認められるもののそれ以降の年度の助成金については予算も決まっておらず、蓋然性があるとは言えないのでかかる不確実な将来の行為の差止請求は不適法と言わなければならない。

3 平成24年度の助成金の交付状況

兵庫朝鮮学園に対する平成24年度の「神戸市外国人学校助成金交付要綱」に基づく助成金は、1225万3000円であり、平成25年3月21日に交付を決定し、同月29日に支給した。

以上